

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

<p>さいたま幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>北葛飾郡杉戸町大字下野字山合八九五番一地从同郡同町大字下野字山合九四六番五六地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年二月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年二月九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 三二六・八二メートル</p>	<p>備考</p>